

平成18年3月30日

豊橋市長 早川 勝 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

佐野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて（答申第2号）

平成18年3月3日付け17豊行第669号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

個人事業者である産業廃棄物の処理業者の情報（氏名、所在地及び電話番号）は、法人である処理業者の情報と同様に、処理を委託しようとする排出業者にとって必要不可欠な情報であり、その事業の公共性から市民等にとっても必要な情報である。また情報を偏りなく提供するため、処理業者の一覧を市のホームページに掲載し提供することは有効な手段であるといえる。さらに、これらの情報の提供により処理業者の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、個人事業者である産業廃棄物の処理業者の情報を利用目的外の目的で提供することについて特別な理由があると認められる。